第二章第一節第六款中第五十三条を第五十一条とし、第五十四条から第五十六条までを二条ずつ繰り上げる。

第二章第一節第七款中第五十七条を第五十五条とする。

第二章第二節第一款中第五十八条を第五十六条とし、第五十九条を第五十七条とし、第六十条を第五十八条とする。

第六十一条第一項中「十部」を「九部」に、「生活安全教養部　地域教養部」を「生活安全教養部」に改め、同条を第五十九条とする。

第六十二条を第六十条とし、第六十三条から第六十六条までを二条ずつ繰り上げる。

第六十七条中「平穏」の下に「、地域警察その他の警ら」を加え、同条を第六十五条とする。

第六十八条を削り、第六十九条を第六十六条とし、第七十条から第八十五条までを三条ずつ繰り上げる。

第二章第二節第二款中第八十六条を第八十三条とし、第八十七条から第百四条までを三条ずつ繰り上げる。

第百五条第二項中「第九十六条第二号、第九十七条第二号、第九十八条第二号及び第九十九条第四号」を「第九十三条第二号、第九十四条第二号、第九十五条第二号及び第九十六条第四号」に改め、同条を第百二条とする。

第百六条を第百三条とする。

第二章第二節第三款中第百七条を第百四条とし、第百八条を第百五条とし、第百九条を第百六条とする。

第百十条第二項中「企画監察課」を「監察課」に改め、同条を第百七条とする。

第百十一条を第百八条とする。

第百十二条中第十号を第十三号とし、第三号から第九号までを三号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の三号を加え、同条を第百九条とする。

三　所管行政に関する企画及び立案に関すること。

四　公文書類の審査及び進達に関すること。

五　公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。

第百十三条の見出しを「（監察課）」に改め、同条中「企画監察課」を「監察課」に改め、同条第一号中「企画及び立案」を「監察」に改め、同条第二号及び第三号を削り、同条第四号中「電子計算組織」を「所管行政に関する情報の管理に関する企画及び電子計算組織」に改め、同号を同条第二号とし、同条第五号を同条第三号とし、同条第六号を削り、同条を第百十条とする。

第百十四条を第百十一条とし、第百十五条から第百二十六条までを三条ずつ繰り上げる。

第二章第三節第一款中第百二十七条を第百二十四条とし、第百二十八条から第百五十条までを三条ずつ繰り上げる。

第百五十一条中「第六十三条及び第六十四条」を「第六十一条及び第六十二条」に改め、同条を第百四十八条とする。

第百五十二条を第百四十九条とし、第百五十三条を第百五十条とする。

第二章第三節第二款中第百五十四条を第百五十一条とし、第百五十五条を第百五十二条とする。

第百五十六条中「第百四十一条各号」を「第百三十八条各号」に改め、同条を第百五十三条とする。

第百五十七条を第百五十四条とし、第百五十八条を第百五十五条とする。

第百五十九条中「第百四十二条各号」を「第百三十九条各号」に改め、同条を第百五十六条とする。

第百六十条中「第百四十三条各号」を「第百四十条各号」に改め、同条を第百五十七条とする。

第百六十一条中「第百四十四条第三号」を「第百四十一条第三号」に改め、同条を第百五十八条とする。

第百六十二条を第百五十九条とし、第百六十三条を第百六十条とする。

第三章中第百六十四条を第百六十一条とする。

別表第一中「第百六十四条」を「第百六十一条」に改める。

附　則

この府令は、平成二十七年四月一日から施行する。

○内閣府令第十四号

独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第六十六号）の施行に伴い、並びに独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第十九条第四項及び第六項第二号、第三十二条第二項、第三十八条第二項、第三十九条第一項並びに第五十条の六第一号及び第二号の規定に基づき、独立行政法人国民生活センターの業務運営並びに財務及び会計に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十七年三月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

独立行政法人国民生活センターの業務運営並びに財務及び会計に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

独立行政法人国民生活センターの業務運営並びに財務及び会計に関する内閣府令（平成十五年内閣府令第八十五号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

独立行政法人国民生活センターの業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する内閣府令

第一条の二第一号中「独立行政法人国民生活センター法（平成十四年法律第百二十三号。以下「センター法という。）」を「センター法」に改め、同条を第一条の四とし、第一条の次に次の二条を加える。

（監査報告の作成）

第一条の二　センターに係る通則法第十九条第四項の規定により主務省令で定める事項については、この条の定めるところによる。

2　監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員（監事を除く。第一号、第五項及び第十一条第二項において同じ。）は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

一　役員及び職員

二　その他監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3　前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

4　監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、他の監事との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

5　監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　監事の監査の方法及びその内容

二　センターの業務が、法令等に従い適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

三　役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他センターの業務の適正な実施を確保するための体制の整備及び運用についての意見

四　役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令に違反する重大な事実があったときは、その事実

五　監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

六　監査報告を作成した日

（監事の調査の対象となる書類）

第一条の三　センターに係る通則法第十九条第六項第二号に規定する主務省令で定める書類は、独立行政法人国民生活センター法（平成十四年法律第百二十三号。以下「センター法」という。）第十三条に規定する内閣総理大臣の認可を受けるために内閣総理大臣に提出する書類とする。

第三条中「第三十条第二項第七号」を「第三十条第二項第八号」に改める。